

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024年6月26日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪市住之江区東加賀屋1丁目18番18号	
氏名 社会医療法人 景岳会 南大阪病院	
理事長 柿本 祥太郎	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-6685-0221	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	社会医療法人 景岳会 南大阪病院
事業場の所在地	大阪府大阪市住之江区東加賀屋1丁目18番18号
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83:医療業
②事業の規模	400床
③従業員数	661人(パート含む)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り。

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り。

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	211.536 t	0.309 t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別方法の取り組み。</li> <li>・分別作業をきちんと行い、廃棄物量の減少に取り組んできた。</li> <li>・処理状況や収集、運搬状況の把握。</li> </ul>		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	200.000 t	0.380 t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミの分別をもっと細かく行う。</li> <li>減量、分別方法を各部署(関係職員)に周知徹底する様、取り組む。</li> <li>種類・発生量を把握し、感染性廃棄物の適切な処理活動に取り組む。</li> </ul>		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (1)感染性廃棄物とその他廃棄物の分別をしている。 (2)液状、泥状、固形状物の分別。 (3)鋭利な物とその他の物の分別。 (4)針・ガラス品はプラスチック容器へ、他の紙・ガーゼ等は段ボール箱へ詰め込む様にしている。
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状維持
②計画	

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） ・実施していない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） ・予定なし。			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	211.536 t	0.309 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・許可証等による処理業者の許可内容確認。 ・書面による契約。 ・電子マニフェストの使用。 ・電子マニフェストによる管理。 ・ネット等の情報を参考にしている。 ・再生利用されている。(セメントの原料)		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	200,000 t	0.380 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状より、排出量削減と詰め方の工夫を伝達する機会を増やす様努める。</li> <li>・処理状況の現地確認の実施。</li> </ul>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	211.845	t
	(今後実施する予定の取組等) ・多量の感染性廃棄物については、電子マニフェスト導入済み。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

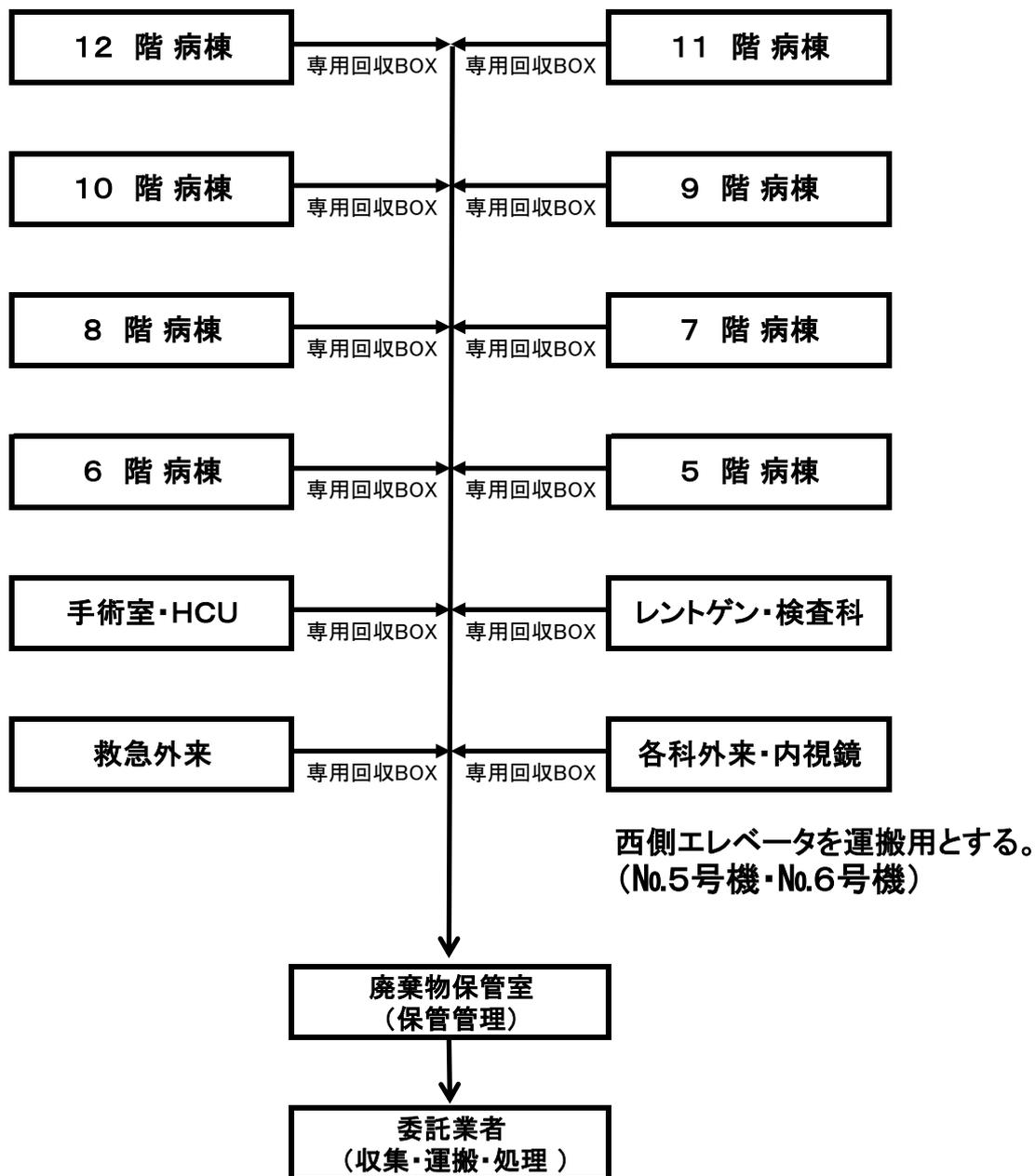
「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
  - 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
  - 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条第4項第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
  - 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
  - 9 ※欄は記入しないこと。

# 病院内における廃棄物の移動収集・運搬

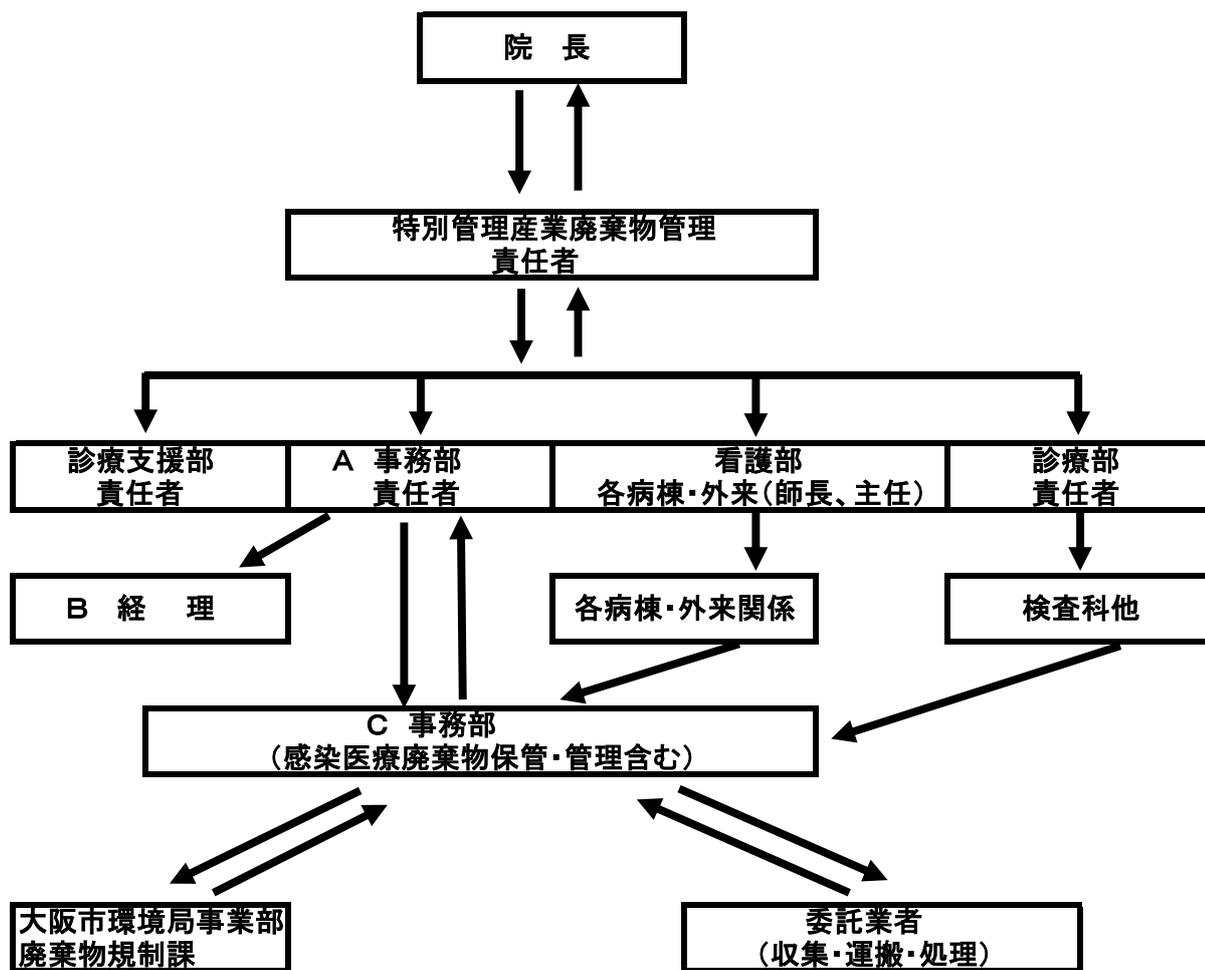
## [医療廃棄物発生工程]

◎カートにて感染性廃棄物を収集・運搬をしています。



※使用済みの注射器等その他の感染医療廃棄物をそれぞれ専用回収ボックスへ分別回収し委託業者へ

**[管理体制図及び各部署の役割]**



**(各部署の役割)**

部 署	役 割
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部所への指示</li> <li>・行政に対する最終報告</li> <li>・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿の作成と把握管理</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の処理費用の算出</li> <li>・委託利用金の支払い</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市環境事業部 廃棄物規制課に対する報告書の書類作成</li> <li>・行政に対する最終報告</li> <li>・処理業者の委託契約、委託量把握</li> <li>・保管施設での保管量把握、記録の管理</li> <li>・感染医療廃棄物の発生量及び排出量の等の把握</li> <li>・最終処分場の稼働状況の把握</li> <li>・保管庫にて最終分別整理</li> <li>・委託伝票(マニフェスト)の管理</li> <li>・産業廃棄物の種類ごとの発生量、排出量のチェック、集計</li> </ul>